

・給与差押え-

2023.9 津地方法務局

かんたん申請とは?

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。 オンライン申請には、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ(インターネット閲覧用ソ フト)上から直接申請する方法(かんたん申請)の2通りの方法があります。

ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」についてご案内します。 「かんたん申請」は、専用ソフトや電子証明書などが必要なく、手軽にオンライン申請を行うことができますので、 是非ご利用ください。

おすすめの理由

法務局にお越しいただく必要がありません!

会社のパソコンから供託の申請を行うことができますので、法務 局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金 融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うこと ができます。

平日の夜9時まで申請可能です!

かんたん申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請できます。 ※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

申請内容を再利用することができます!

毎月供託をしなければならない場合でも、オンラインで申請した 内容を再利用することができます(※)ので、毎月の供託申請の 手間が減ります。

※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

「かんたん申請」は簡単です!

「かんたん申請」は、**専用ソフトや電子証明書などが必要なく、** インターネットに接続しているパソコンがあればすぐに始めるこ とができますので、簡単に申請することができます。

供託かんたん申請手続の流れ



かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。 「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、 ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、 納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますのでご注意ください。

かんたん申請の利用可能時間 平日月曜日から金曜日まで 8時30分から21時00分まで

- ※ 土日祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。
 ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その 翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合が あります。

まずは



1. 申請者情報の登録

供託かんたん申請を利用するためには、事前に「申請者情報」を登録して、「申請者ID」や「パスワード」などを設定する必要があります。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

(1)

Т

2回目以降は、登録した「申請者ID」と「パスワード」によりログインできますので、「2. 申請情報の作成(P5~P15)」に進んでください。

インターネット検索サイトで「供託ねっと」又は「登記・供託オンライン申請システム」と検索します。
サイトトップページの中央の『申請者情報登録』をクリックします。

			この パーション 「「ひと」 エンショニューには「リンジンのシスショー」 この Web サイトで提示されたセキュリティ証明書は、信頼された証明保護がら発行されたものではありません。
かんたん証明書請求 供託が オンラインで登記 オンラ 事項証明書等の請 又は扱 求ができます。 託の申 す。	 かんたん申請 かんたん登記申 インで金銭 オンラインで一番 (替国債の供の登記申請や印 部請ができまご明書の請求か きます。 	 商号調査 部 既に登記されてい び の有無の確認がで きます。 	してコンテルの計画の活動はようし、お外にや、おけたいのコンピューシルラジョントービンピョンドの前期にはよの小なのまたがからや このページを閉じて、この Web サイトの閲覧を続行しないことを推奨します。 ② ここをグリックしてこの Web ページを閉じる。 ③ ここをグリックしてこの Web ページを閉じる。 ④ 詳細情報

2	利用規約の確認画面が表示されますので、 てください。	使用許諾書の内容をご確認いただき、	『同意する』をクリックし
---	-------------------------------	-------------------	--------------

	利用規約
使用許諾情報	
21	使用前に必ずお読みください。
登記・供託オンライン申請システム(以下「本システ 使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本 す。本使用許諾書をご確認し,ご理解した上で本システ	ム」という。)を使用して,オンラインによる申請・請求を行うためには,以下のシステムを利用された方は,本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされま ムを使用してください。
	使用許諾書
	第1条(目的) —————————————————————
	このページのトップに戻る
同意する	同意しない

申請者情報新規入力画面が表示されますので、必須項目を入力してください。 必須項目を入力したら、画面下部の『確認(次へ)』をクリックしてください。

3

※1年間ご利用(ログイン)のない申請者IDは無效	りとなります。	【申請者ID・パスワード】
請者ID【必須】 半角英数字11文字以内(大文字小文字区別)>	tsuhoumu	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
スワード【必須】	[▼確認のため, もう一度コピーせず直接入力してください。	要となりますので、大切に管理してください。
「半角英字」, 「半角数字」, 「記号」混在必須, 文字以上20文字以内(大文字小文字区別)>	 ※パスワードに設定できる記号は <u>こちら</u> を参照。 ※「申請者ID」及び「パスワード」は,申請者において任意!	こ決めた上,入力してください。
名【必須】		
全角20文字以内スペース不可>	甲山太郎	【丘々、却便来早。住訴】
名(フリガナ) 【必須】 全角カタカナ20文字以内スペース不可>	コウヤマタロウ	」 【氏名・郵便番号・住所】 氏名・郵便番号・住所を入力してください。 会社などの場合は、会社名・ご担当者様氏名の ちらでも構いません。
· 便番号【必須】	T 514 - 8503	
¥角数字>	(例) 123 - 4567	
所 [必須] 全角80文字以内>	 三重県津市丸之内26-8 (例)東京都千代田区大手町1-1-1 	
全角カタカナ150文字以内>	ミエケンツシマルノリチ26-8 (例)トウキョウトチヨダクオオテマチ1-1-1	
	その他 🗸	【連絡先・電話番号】 供託申請に不備などがあった場合に法務局から
絡先・電話番号【必須】	059-228-4734	電話することがありますので、ご担当者様の連絡 先電話番号を入力してください。
半角20文字以内>	(例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。	
絡先・FAX番号	059-228-4734	
半角20文字以内>	(例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。	【メールアドレス】 供託申請に関して処理状況などをお知らせします
ールアドレス <mark>【必須】</mark>	houmu@123.ne.jp ▼確認のため、ちう一度コピーせず直接入力してください。	ので、連絡先のメールアドレスを入力してくださし
≚角100文字以内>	houmu@123.ne.jp	
	※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してく	
	受信するメールをチェックしてください。 ✓ 全てのメールを受信(全ての項目がチェックされます。) ▼ 答記・供託オンライン申請システム全般に関するお知らせれ	をメールでご室内します。
	◎ 重要なお知らせ	
ールの受信内容選択	▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。 ◎ 受付のお知らせ	【メールの受信内容選択】 供託申請に関して受信するメールの内容を選択
	◎ 補正通知発行のお知らせ	ます。 お知らせの確認漏れを防ぐため、「全てのメール
	☑ 法務局からのお知らせ☑ 公文書発行のお知らせ	を受信」にチェックすることをおすすめします。
	🧭 納付情報のお知らせ	
問(キーワード) <mark>【必須】</mark>	思い出の場所は? パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。 	【質問・答え】
え(キーワード) 【必須】	法務局	で、任意の質問と答えを設定してください。
	パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。	

申請者情報入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ『仮登録(次へ)』をクリックしてください。

以下の内容で登録します。	
申請者ID	tsuhoumu
パスワード	*********************** (セキュリティのためパスワードは表示されません)
氏名	甲山太郎
氏名(フリガナ)	コウヤマタロウ
郵便番号	〒 514 - 8503
住所	三重県津市丸之内26-8
住所(フリガナ)	ミエケンツシマルノウチ26-8
職業	その他
連絡先・電話番号	059-228-4734
連絡先・FAX番号	059-228-4734
メールアドレス	houmu@123.ne.jp
	全てのメールを受信 重要なお知らせ
	受付のお知らせ
メールの受信内谷選択	温泉を見からのお知らせ
	公文書発行のお知らせ
	納付情報のお知らせ
質問(キーワード)	思い出の場所は?
答え(キーワード)	*************************************

5

(4)

申請者情報仮登録完了画面が表示されますので、『発行(次へ)』をクリックしてください。 クリックすると、③(P2)で登録したメールアドレスに「申請者情報登録用 認証情報のお知らせ」メー ルが送信されます。

Step1 申請者情報新規入力	Step2 申請者情報入力內容確認	Step3 、 ²⁰ 申請者情報仍	Step4 認証情	報入力	Step5 申請者情報登錄完了
▼認証情報を発行します。	0				
申請者情報を仮登録しま 以下の「発行」ボタンな ール受信を許可してく1	ました。 をクリックすると, 登録した ださい。	モメールアドレス宛てに	認証情報を送付します。メー	ル受信制限をされてい	いる方は「moj.go.jp」からのメ
次の「認証情報入力」 認証情報の有効期間は, のでご注意ください。	画面において, メールに記載 「発行」ボタンをクリック	战された認証情報を入力 フしてから30分間です	することで,申請者情報の登 。30分以内に登録が完了し	禄が完了します。 ない場合は, 入力した	こ申請者情報が無効になります
登記・供託オンライン 分から21時まで)内に	申請システムの利用時間(F こ登録を完了してください。	月曜日から金曜日(国民	の祝日・休日,12月29日	から1月3日までの全	■末年始を除く。)の8時30
ブラウザの戻るボタン別	及び閉じるボタンをクリック	フした場合は,入力した	申請者情報が無効となり,再	入力する必要がありま	ますので,ご注意ください。
	Ŧ	き行(次へ)	中止 (トップペー)	ジ ヘ)	

認証情報入力画面が表示されます。③で登録したメールアドレスに「申請者情報登録用 認証情報のお知ら せ」メールが送信されましたら、メール本文に記載された認証情報を入力し、『登録(次へ)』をクリック してください。

6

7



申請者情報の登録が完了すると、申請者情報登録完了画面が表示されます。

以上で申請者情報の登録は完了です。『戻る(トップページへ)』をクリックしてトップページに戻ります。



2. 申請情報の作成

供託をするための申請情報を作成します。

申請情報の内容は、差押えの種類・数・内容などにより異なりますので、詳細は申請先の法務局にお問合せください。 ここでは、次の2つの例のみお示しします。

◆ 裁判所からの差押命令だけが送達された場合(P5~P10)

◆ 裁判所からの差押命令と税務署などからの差押通知書の両方が送達された場合(P11~P15)

裁判所からの差押命令だけが送達された場合(P5~P10)

	カし、『ログイン』をクリック します	
	登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと供託ねっと	文字サイズの変更 大国 小
	トップページ 登記・供紙オンライン 申請システムとは 登記ねっと ダウンロード (ハフトウェア) (操作手引音) オンライ ご利用上 利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況	FAQ Dグイト #周い会も 申請者情報登録で登録した申請者 パスワード(P2)を入力します。
	各種サービス 今年のたん屋明書館家 今年のたん量配申請 内 月 1 1 <th1< th=""> 1<th>中請者ID,パスワードを入力してください。 申請者ID,パスワードを入力してください。 申請者ID パスワード 超されてい 会社・法人 政う会 の確認がで 申請 3ソ7 す。 ログイン す。 区グイン す。 反る(トップページへ)</th></th1<>	中請者ID,パスワードを入力してください。 申請者ID,パスワードを入力してください。 申請者ID パスワード 超されてい 会社・法人 政う会 の確認がで 申請 3ソ7 す。 ログイン す。 区グイン す。 反る(トップページへ)
		パスワードをお忘れの場合 申請者IDをお持ちでない場合
2	ログイン後、供託申請メニューが表示 をクリックします。	<u> バスワードをお忘れの場合 申請者IDをお持ちてない場合</u> 示されますので、手続名『供託 (金銭)給与債権執行 (かんたん) 』 申請者情報 申請者情報 ヘルプ (ソフトウェア) ご利用環境 FAQ ログアウト
2	ログイン後、供託申請メニューが表示 をクリックします。 ^{証明書請求} 供託申請 処理状況照会 パスワード 更新	パスワードをお忘れの場合 申請者IDをお持ちてない場合 示されますので、手続名『供託(金銭)給与債権執行【かんたん】』 申請者情報 ************************************
2	ログイン後、供託申請メニューが表示 をクリックします。 証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード 更新 手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認す	

供託(金銭)裁判上の保証及び仮差押,仮処分解放金【かんたん】 処理状況を確認する 供託(金銭)営業保証【かんたん】 供託(金銭)給与債権執行【かんたん】 供託書 処理状況照会では申請・請求の確認ができます。 供託(金銭)その他【かんたん】 「申請書」の表示 供託(振替国債)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】 「到達通知」の確認 「お知らせ」の確認 供託(振替国債)営業保証【かんたん】 [電子納付情報]の確認 供託(振替国債)その他【かんたん】 ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。 取下書 取下書【かんたん】 <u>スマートフォン版サイトへ</u>

千姓々	dittig	BUSCIEN	In THEFT	14/11420		取得可能情報		供託	
760	H-11 11 -2	利用口时	XI-YIAT	#191910.375	到達通知	お知らせ	納付	再利用	
供託(金銭)給与債権執行【かんたん】	20170928002393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用	

P7~P9をご確認の上、申請情報を入力します。入力内容は差押えの種類・数・内容などにより異なりますので、あらかじめ申請先の法務局にお問い合わせください。

		供託書(金	銭供託)給与債 ^三	権執行		
1#	注所の表示	洋地力法務加		供配所进伏		
	法人所在地	三重県津市家	丸之内26-	-8		
供託者の 住所・氏名	氏名又は法人名	法務株式会社	±		会社法人等 99999 - 01 - ※登記された法人の	等番号(供託者) 9999999 場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名)	^{○入力なし} ^{● 代表者} ^{代表者} 代表取約	○ _{代理人} 第役 甲山太	、郎	会社法人等 ※登記された法人の	登番号(代理人)
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地			11		
					1	
法令条填	L 氏事執行法第	156条第2項				
	和5年7月分の 0,000円を支 債権について約 同残額の4分の し押さえる旨の 40,000円を打 ときは、同残額 る。	給与(支給日令 払うべき債務を 合与支給額から)3に相当する 下記差押命令が 空除した額の45 から33万円を打	3和5年8月 負っている。 法定控除額 頃が33万円 が送達され 分の1(ただ 空除した額)	25日、支約 ところ、同人 を控除した を超えると し、控除した に相当する	3場所供託 4 5 4 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	者本店)金24 こ対する給与 の1(ただし、 超過額)を差 ら法定控除額 -万円を超える 0円を供託す
	事件の表示	債権者 債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
供託の 原因たる事実	●地方 支部 令和 ▼ 5 (ル) 第 100 号	●県●市● 町●丁目● 番●号 ●●カード 株式会社	郎供託者	1,000,000 円	<mark>п,000,000</mark>	令和▼ 5 ^年 4 ▼ 月 10 ▼ ^日
	●地方 支部 令和 ▼ 5 年 (ル) 第 120 号	▲県▲市▲ 町▲▲▲番 地 ▲ユコーポ レート株式 会社	郎供託者	2,000,000	2,000,000	令和 × 5 ^年 7 × 月 10 × 日
	歳明所 支部 文部 「 ((((((((((P	۳	♥ 年 ♥月 ♥□
供託金額	50,00	0 円				
 ○ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権 						
〕反対給付の 内容						
□送付する添付	 J書面あり					
 供託通知書の 記載した郵便 ください。))発送を請求する(この場合に 切手等付きの封筒を,この供託書 。	は,供託所宛てに,被供託者の の発信後取得する申請番号を付	住所氏名を 記した上で送付して			
 登記事項証明 登記事項証明 登記事項証明 後3か月以内 ※申請人又は 登記事項証 	目書を提示する。 書の提示省略を希望しない場合に のものに限る。)を別途送付して 代理人が登記された法人である塚 明書(発行後3か月以内のものに	チェックしてください。この場 ください。 恰において,当该法人の登記が 限る。)を提示していただく必	合には,供託所に登記す 完了していないときは, 要があります。	5項証明書(発行		
 書面の供託書 書面の供託書 (注)書面の供託書 返信用の郵便 	正本の窓口交付を請求する 正本の送付(注)を請求する。 正本の送付(注)を請求する。 正本の送付を請求する場合は、 代 31年等付きの封筒を、この供託書	。 , 株託所宛てに, の送信後取得する申請番号を付詰	記した上で送付してくだ	さい。		
会社法人等 番号 複数入力		**登記された法人が複数あ [入力方法] 複数の会社法 半角12桁で (記載例) また,会社 会社法人等	る場合には, 左側の入 大等番号を入力する場合 (入力し, ¹² (ハイフン) 123456789010 法人等番号 (供託者) # 番号は入力しないでくた	ロ欄に入力をお願いしま 合は、1番号ごとに改行 は入れないでください 위・会社法人等番号(代 どさい。	す。 ・ してください。 。 理人)欄に入力した	
備考						
		補正対象申請番号		/		
」補正のコメン 補正申請	[,] トを受領したので として申請する。	(申請済みの申請書に対しう) 補正対象となる申請番号	て補正を行う場合に, (初回の申請番号)を入	カしてください。)		

(1)供託所の表示

【供託所の表示】

『供託所選択』をクリックすると、供託所選択画面が表示されます。 都道府県選択・供託所選択から申請先の法務局を選択してください。 供託の申請は、給与支給場所の最寄りの法務局に行います。給与を振 は会社の経

1902

1903

1904

1905

1923

津地方法務局伊賀支局

津地方法務局四日市支局

津地方法務局伊藝支局

津地方法務局熊野支局

津地方法務局桑名支局

		(元) (五) (元)	/ #4-	于1頁1進中N1」	のスみに上の支給して	いろ提会 -	一般的に 絵与き	·給提所/-
供	託所の表示	津地方法務局		供託所選択	理事務を行っている本	社・支社なる	どと解釈されます	くボロ <i>レカカド</i> ノロ (- -
	住所又は 法人所在地	三重県津市丸之内]26	-8	1			
					会社法人等番号 (供託者)			
供託者の	氏名又は法人名	法務株式会社		manna	()/////////供託序	所選択 💋	mmm	11111
住所・氏名								
	代表者 (資格・氏名)	○入力なし ○代表者 ○代理	野	都道府県を選択後,表示され	1た供託所一覧から供託所を選択してくだる	さい。		
	又は (代理)(住所,氏名)		ΨЦ	都道府県選択		供託所選択		
				北海道地方		▶供託所の管轄はイ	ンターネットから確認することが	<u>できます。</u>
				北海道		供託所コード	供託所名	
				東北地方		1900	津地方法務局	
				▶四城 ▶福島 ▶山形 ▶差		1901	津地方法務局松阪支局	

(卅式書 (合姓/卅式) (公片/唐·朱敖/二

関東甲信越地方

▶東京 ▶ 神奈川 ▶ 埼玉 ▶ 壬葉 ▶ 茨城 ▶ 栃木 ▶ 群馬 ▶ 静岡 ▶山梨 長野 ▶新潟

中部地方 →愛知→三重→返皇→福井→石川→富山 近畿地方

(2)供託者の住所・氏名

[供	託所の表示	供託書 (金) 津地方法務局	浅供託)給与債権執行 供託所選	枳]	
		住所又は 法人所在地	三重県津市丸	.之内26-8				
	供託者の 住所・氏名	氏名又は法人名	法務株式会社			会社法人等番号(供託者) 9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。		【会社法人等番号(供託者)】 登記されている会社・法人の場合は、 会社法人等番号を入力してください。
		代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名)	○ _{入力なし} [●] 代表者 ^{代表者} 代表取締	[○] ^{代理人} 役 甲山太郎		会社法人等番号 (代理人)	-	
					(1)	※豆配されに広大の場合は入力をお願いします。		

【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の本店所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。法人種別は「株式会社」、「有限会社」などのように省略せずに入力してください。登記されている会 社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。 例 × 「甲野商事(株)」

○ 「甲野商事株式会社」

【代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)】

会社・法人の代表者の資格(代表取締役、代表理事など)・氏名を入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格・氏名を入 カしてください。

例 X 「代表者 代表取締役社長甲野太郎」

〇 「代表者 代表取締役甲野太郎」

会社法人等番号は、次の方法で確認できます。

★法務局が発行する証明書を確認する方法 法務局が発行する次の証明書の「会社法人 等番号」欄に12桁の数字が記載されてい ます。この数字が会社法人等番号ですので、 この数字を入力してください。

- ·登記事項証明書
- (履歴事項証明書·現在事項証明書)
- 代表者事項証明書
- 印鑑証明書

step1 国税庁ホームページから法人番号公表サイ トにアクセス step2 「法人の商号・所在地などから法人番号を

★国税庁の「法人番号公表サイト」を確認する方法

国税庁の「法人番号公表サイト」に、会社・法人ご

とに13桁の法人番号が掲載されています。この法

人番号の2文字目以降の12桁の数字が会社法人等

番号ですので、この数字を入力してください。

- 調べる」方法を利用して検索
- step3 「検索結果一覧」に掲載されている法人番 号の2文字目以降の12桁の数字を確認
- 国税庁法人番号公表サイト は人番号で わかる つながる。 ・ 注人面号とは 基本3機能 Web-API 英語表記の管辞 医種手紙 よくある質問 ■検索結果一覧 Q. 検索条件: 肌方一般検索/OC/OCR/OC市/商号等五十音類(算题 〇〇件 見つかりました 表示件数 10件 50件 100月 法人番号 路号又は名称 所在地 \$2.0001005 000001000000 000月月日 00月00月10000 10000 法人番号 0,000001000000 2文字目以降の 12桁の数字を入力

(3) 被供託者の住所・氏名、法令条項



◆賞与分を供託する場合も、基本的には給与分を供託する場合と同じですが、「備考」欄に今回供託するのは賞与分である旨を入力する必要があります (P9(5)をご覧ください。)。

В

(5) その他

(4)

5)



必要事項を全て入力しましたら、画面下の『次へ』をクリックしてください。

	連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)
氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734
	通信(連絡・コメント)欄 供託所宛のメッセージは, こちらに記載してください。
	次 へ 戻る (供託申請メニュー)

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の<mark>『確定』をクリック</mark>してください。



9

納付情報入力画面が表示されますので、供託者の氏名又は法人名を全角カナ文字で入力し、『確定』をク リックしてください。

6

Step1 申請書作成	Step2 納付情報入力	Step3 送信確認	Step4 送信完了
	電子納付に関する情報を確認してください。 氏名又は法人団体名(全角カナ24文字以内) ※電子納付を行う際に必要となります。 ホウムカブシキガイシヤ		
	確定	戻る(申請書作成)	
7) 送信確認	2回面が表示されますので、表示され	った内容を確認の上、『	送信実行』をクリックしてく

Step)] 申請書作成	>>>>	Step2 納付情報入	., р	Step3 送信	諸確認	Step4 送信完了				
	申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。 ※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。										
		【手	虎分類 】 供託								
		【手	虎名】 供託(金	送)給与債権執行	示【かんたん】						
		【申	请書様式 】 供託書((金銭供託)(4)	給与債権執行【かん	たん】					
			送信	実 行	戻る(納付	情報入力)					
8	申請書の 以上で、	D送信が完 法務局へ	了すると、送信 の供託申請が?	言完了画面 完了しまし	が表示されま た。画面上段	きす。 ミメニューバー:	からログアウト	できます。			
Step] 申請書作成	>>> >	Step2 納付情報入	., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Step3 送信	雪確認	Step4 送信完了				

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。 該当チェック等が終了次第,メールでお知らせします。 詳細は処理状況照会画面で確認してください。 **処理状況を確認する**

続けて申請される方は, 画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。 処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『処理状況を確認する』をクリックするか、 供託申請メニュー画面から『処理状況を確認する』をクリックします。 処理状況の確認方法については、P16~P17をご覧ください。

裁判所からの差押命令と税務署などからの差押通知書の両方が送達された場合 (P11~P15)



千姓々	由建築品	到達日時	hn 3004453D	纳什特因		供託		
于叙名	中胡金万		处理认成	#1111A.0L	到達通知	お知らせ	納付	再利用
≒≕(全纬)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	宴杏山	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

<u>スマートフォン版サイトへ</u>

P13~P15をご確認の上、申請情報を入力します。入力内容は差押えの種類・数・内容により異なりますので、あらかじめ申請先の法務局にお問い合わせください。

供託者の 住所・氏名 被供託者の 住所・氏名 法令条項	住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名) 住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくえ	三重県津市丸之内2 法務株式会社 ○入カなし [●] 代表者 ○代理 代表者 代表取締役 甲 代表者 代表取締役 甲 合わう和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	26-8 26-8 山太郎 丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	会社法人等番号(供託者) 9999-01-999999 **登記された法人の場合は入力を3 願いします。 会社法人等番号(代理人) **登記された法人の場合は入力を3 願いします。 **登記された法人の場合は入力を3 願いします。 **登記された法人の場合は入力を4 第1に対して令和5年 う金240,000円 、強制執行による					
 供託者の 住所・氏名 被供託者の 住所・氏名 法令条項 	氏名又は法人名 代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名) 住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づく支	法務株式会社 ○入力なし ●代表者 ○代理 代表者 代表取締役 甲 はある●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	山太郎 丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	会社法人等番号(供託者) 9999-01-999999 **登記された法人の場合は入力をお 願いします。 会社法人等番号(代理人) **登記された法人の場合は入力をお 願いします。 **登記された法人の場合は入力をお 願いします。 **登記された法人の場合は入力をお の場合は入力をお **登記された法人の場合は入力をお **登記された法人の場合は入力をお **登記された法人の場合は入力をお **登記された法人の場合は入力をお **** **** **** **** **** **** **** **** **** **** *** *** **					
供託者の 住所・氏名 被供託者の 住所・氏名 法令条項	氏名又は法人名 代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名) 住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づく差	法務株式会社 ○入力なし [●] 代表者 ○代理 代表者 代表取締役 甲 である●県●市●町二 ⁻ 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	山太郎 山太郎 丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお 願いします。 会社法人等番号(代理人) ・ ※登記された法人の場合は入力をお 願いします。 SIC対して令和5年 5)金240,000円 、強制執行による					
被供託者の 住所・氏名 法令条項	代表者 (資格・氏名) 又は 代理人 (住所・氏名) 住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくえ	○入カなし [●] 代表者 ○代理 代表者 代表取締役 甲 である●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	山太郎 山太郎 丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	<u>会社法人等番号(代理人)</u> *登記された法人の場合は入力をお 願いします。 引に対して令和5年 ()金240,000円 、強制執行による					
被供託者の 住所・氏名 法令条項	マは マは マは マは 代理人(住所・氏名) 住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくき	^{代表者} 代表取締役 甲 である●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	山太郎 丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	* [*] [*] [*] [*] [*] [*] [*] [*]					
被供託者の 住所・氏名 法令条項	住所又は 法人所在地 氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支 を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくえ	である●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	3に対して令和5年 ()金240,000円 、強制執行による					
法令条項	氏名又は法人名 備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくえ	ロである●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	3に対して令和5年 ()金240,000円 、強制執行による					
法令条項	備考のとおり 供託者は、従業員 7月分の給与(支援 を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくま	」である●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	SIC対して令和5年 i)金240,000円 、強制執行による					
	供託者は、従業員 7月分の給与(支) を支払うべき債務 差押えについては る50,000円を、 第76条に基づくま	にである●県●市●町二 給日令和5年8月25日、 を負っているところ、これ 、給与支給額から40,0	丁目2番2号 乙野次郎 支給場所 供託者本店	Sに対して令和5年)金240,000円 、強制執行による					
供託の 原因たる事実	える旨の差押命 処分による差押え 	加納にたるの差折たに 差押禁止額160,000円 含が送達されたが、先行す とが、差押債権額50,0	- 200 €は、和子文和 を控除した残額の80 「る強制執行による差 00円の範囲で競合す	000円を差し押さ 押えと、後行の滞納 ることとなったので、					
供託金額	50,00	0 円							
 □ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権 									
 反対給付の 内容 									
	書面あり								
 供託通知書の登記載した郵便収ください。)。 登記事項証明行登記事項証明書後3か月以内の※申請人又は代登記事項証明 	発送を請求する(この場合に 同手等付きの封筒を,この供託書 書を提示する。 間の提示省略を希望しない場合に りものに限る。)を別途送付して 時間、外で登記された法人である場 用書(発行後3か月以内のものに	は、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を 1の発信後取得する申請番号を付記した上て 	: ご送付して 共託所に登記事項証明書(発行 いないときは, たす。						
 書面の供託書 	正本の窓口交付を請求する	0							
 書面の供託書 (注)書面の供託書 返信用の郵便切 	正本の送付(注)を請求する。 E本の送付を請求する場合は、 f 手等付きの封筒を、この供託書	、 株託所宛てに, の送信後取得する申請番号を付記した上で	送付してください。						
会社法人等 番号 複数入力		*登記された法人が複数ある場合に([入力方法] 複数の会社法人等番号 半角12桁で入力し, (記載例) 12346773 また,会社法人等番号 会社法人等番号は入力	は, 左側の入力棚に入力をお願いしま を入力する場合は, 1番号ごとに改行 ・ (ハイフン) は入れないでください 9010 号(供託者)欄・会社法人等番号(代 りしないでください。	す。 してください。 。 理人)欄に入力した					
備考	滞納処分と強制 第36条の6第11	執行等との手続の調整に 頁	関する法律						
		補正対象申請番号							



(2)供託者の住所・氏名

		供託書(金銭供託)その他 [地代家賃,営業保証,裁判上の保証以外の6	烘乱]	
	供託所の表示	津地方法務局	供託所選択	
	住所又は 法人所在地	三重県津市丸之内26-8		
供託 往所・	氏名又は法人名 氏名	法務株式会社	会社法人等番号(供託者) 9999-01-999999 ※登記された法人の場合は入力をお 願いします。	【会社法人等番号(供託者)】 登記されている会社・法人の場合は、 会社法人等番号を入力してください。
	代表者(資格・氏名) 又は 代理人(住所・氏名)	○ _{入力なし}	会社法人等番号(代理人) - - *登記された法人の場合は入力をお 願いします。	3

【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の本店所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。法人種別は「株式会社」、「有限会社」などのように省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。 例 × 「甲野商事(株)」

| × □甲野商事(株)」 | ○ 「甲野商事株式会社」

【代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)】

会社・法人の代表者の資格(代表取締役、代表理事など)・氏名を入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格・氏名を入力してください。

例 × 「代表者 代表取締役社長 甲野太郎」

〇 「代表者 代表取締役 甲野太郎」

会社法人等番号は、次の方法で確認できます。 国税庁法人番号公表サイト はんのちで わかる つながる。 ★国税庁の「法人番号公表サイト」を確認する方法 ★法務局が発行する証明書を確認する方法 国税庁の「法人番号公表サイト」に、会社・法人ご ・ 注入圏号とは 基本3機関 Web-API 英語表記の登録 医療手紙 よくある質問 法務局が発行する次の証明書の「会社法人 とに13桁の法人番号が掲載されています。この法 等番号」欄に12桁の数字が記載されてい ■検索結果一覧 人番号の2文字目以降の12桁の数字が会社法人等 ます。この数字が会社法人等番号ですので、 Q. 検索条件: 肌方一般検索/OC/OCR/OC市/商号等五十音類(算题 この数字を入力してください。 番号ですので、この数字を入力してください。 〇〇件 見つかりました 表示件数 10件 50件 100月 法人番号 發明又は名称 所在地 文子理想的研究 · 登記事項証明書 000001000000 000株式会社 00歳00市0000 1225 国税庁ホームページから法人番号公表サイ step1 (履歴事項証明書·現在事項証明書) トにアクセス 代表者事項証明書 step2 「法人の商号・所在地などから法人番号を 印鑑証明書 法人番号 調べる」方法を利用して検索 0,000001000000, step3 「検索結果一覧」に掲載されている法人番 号の2文字目以降の12桁の数字を確認 2文字目以降の 12桁の数字を入力

(3) 被供託者の住所・氏名、法令条項



【法令条項】

「備考のとおり」と入力し、画面下の「備考」欄に入力します。法令条項は差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局に お問合せください。





【本文】

代表的な記載例はこのとおりですが、差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局にお問合せください。 ※翌月以降は、前回の供託申請の内容を再利用し、その月の給与支給額などを修正するだけで供託申請できます(P21.8)。

【差押命令の表示】

裁判所や税務署などから送達された差押命令等の内容を入力します。

なお、差押命令等が複数送達されている場合は、過去に送達されたものも含め、全て入力します(P8(4)もご覧ください。)。



(5) その	他
--------	---

【供託金額】 供託する金額を半角数字で入力します。 50.000 円 供託金額 🗌 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権 【送付する添付書面あり】【登記事項証明書を提示する】 🗌 反対給付の 供託申請では、基本的には添付書面などは必要ありません。 内容 しかし、会社外の専門家に供託手続を依頼する場合など、委 【供託通知書の発送を請求する】 任状などの添付書面が必要となることもあります。 多くの場合はチェック不要ですが、差押命 🗌 送付する添付書面あり また、供託をする会社・法人が現在法務局に登記申請中の場 令の内容などによってはチェックします。 合は、登記事項証明書が必要となります。 🗌 供託通知書の発送を請求する 🗧 最合(どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、申請先の 記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付して 法務局にお問合せください。 ください。)。 🗌 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書(発行 後3か月以内のものに限る。)を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、 登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)を提示していただく必要があります。 ○ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 【供託書正本の受取方法】 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、 供託手続が完了すると法務局から供託書正本が発行されます ので、供託書正本の受取方法を選択してください(P19)。 ※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法]複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 会社法人等 半角12桁で入力し, '-' (ハイフン) は入れないでください。 (記載例)123456789010 番号 複数入力 また,会社法人等番号(供託者)欄・会社法人等番号(代理人)欄に入力した 会社法人等番号は入力しないでください。 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する 【備考】 法律第36条の6第1項 法令条項を入力します。 備考 また、賞与分を供託する場合は、次の例を参考に入力してく ださい。 ただし、供託の原因たる事実には「令和●年●月分の給 補正対象申請番号 与」とあるが、今回供託するのは賞与分であるため、供託 □ 補正のコメントを受領したので の原因たる事実中「給与」とあるのを全て「賞与」に読み (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に, 補正申請として申請する。 替えるものとする。 補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。) 連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報) 氏名 甲山太郎 連絡先電話番号 059-228-4734 通信(連絡・コメント)欄 供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。 次へ 戻る(供託申請メニュー) 必要事項を全て入力し終わったら、『次へ』をクリックしてください。ここからの操作は、P9④以降と同様です。

3. 処理状況の確認

2

供託申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、P2で登録したメールアドレスにお知らせが送信された旨のメールが届きます。メールが届きましたら、次の方法で内容をご確認ください。

1 供託申請メニュー画面の『処理状況を確認する』をクリックします。

証明書請求	供託申請	処理状況照会	パスワード 更新	申請者情報 変更	申請者情報 抹消	ヘルプ	ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)	ご利用環境	FAQ お問い合わせ	ログアウト
手続名を選択	リマくださ	い. 又は 「伽	理状況を確認?				-			
手続分類			1 000€1110	続名						
	供託(金銭)地代家賃弁	済【かんたん	L						
	供託(金銭)裁判上の係	R証及び仮差押	,仮処分解放金						
	<u>供託(</u>	金銭)営業保証	【かんたん】			処理状況を確認する 処理状況照会では申請・請求の確認ができます 「申請書」の表示 「到達通知」の確認				
/#=1 =	供託(金銭)給与債権執	14元【かんたん】	L						
供託者	供託(金銭)その他【カ	いんたん]							
	供託(振替国債)裁判上	の保証及び仮	差押,仮処分解	_					
	供託(振替国債)営業係	ミ証 【かんたん】	L			「お知らせ	」の確認		
	供託 (振替国債)その他	8【かんたん】					1 電子和竹	「南平牧」の分雑記と	
							ヘッダメニュー	-の照会からも	,同じ内容が確	認できます。

処理状況照会画面が表示され、取得可能な情報がある場合は、「取得可能情報」欄にアイコンが表示されますので、確認したい情報のアイコンをクリックします。

	Step1	里 状況照会	Ste	ep2 照会内容和	12			
確認する申請・請求の条件	を入力してください							
検索条件:	申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一)	款)					検索	
手統名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況		取得可能情報		供託
	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】								

奴	理状況の表示	内容は、次のとおりです。
	到達・受付待ち	申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を 待っている状態
	審査中	審査者が審査を開始した状態〜審査が完了した状態(納付待ちや供託書正本(書 面)を印刷した状態までを含む)
		供託所において供託書正本(書面)の交付日(又は送付日)を登録した状態
	手続終了	供託所にて却下決定書(書面)を印刷した状態
	ר איזאיו ר	書面による取下書受付後、供託所において取下処理を行った状態
		その他申請エラー等で強制的に手続終了とした状態
	取下完了	オンラインにより提出した取下書が供託所に到達した後、供託所において取下処 理を行った状態
	失効	納付状況が「納付期限切れ」となり、供託所において失効処理を行った状態

【到達通知】

申請情報が法務局に到達したことを確認します (P17(1))。

【お知らせ】

受理決定通知書(P17(2))又は修正(P20)の お知らせを確認します。

【納付】

供託金の納付に必要な情報を確認します(P18)。

【再利用】

申請情報を修正する場合(P20)や申請情報の内 容をコピーして新規の申請情報を作成する場合 (P21.8)に使用します。 (1) 到達確認

								III =r	1			
手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	到读通知	取得可能情報	細付	田利田				
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用				
	Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認(到達通知)											
問い合わせを行う際にこの申	請番号が必要となり	ます。大切に保管	してください	۱,								
以下の申請・請求に関して到達	通知をご確認願いま	す 。			到とな	達通知の内 確認してく	容が表示す	されますので	、申請データが登録されたこ			
<申請·請求情報> 本が行われます。中誌由際に問題がたければ、席本線マグル、は数目												
申請番号	2011092800239300)1			から	「受理決定	通知」が	オンラインで	送信されますので、しばらく			
申請者ID	houmu001				お待	ちください	0					
申請者名	法務太郎											
手続名	供託(金銭)その他	【かんたん】										
到達日時	2011年9月28日11日	转3分										
処理状況確認番号	0441439865916351	8257										
コメント	上記のとおり、登記・	供託オンライン申請	システムに	申請データ	が登録されまし	たので,お知	らせします。					
		戻る(奴	理状況	照会)								

(2) 受理決定通知

平成23年09月28日

東京法務局 供託官 丁原四郎

法務局での審査が終了し、申請が受理されると、「受理決定通知書」が送信されます。 「受理決定通知書」の受信を確認するには、処理状況照会画面から『お知らせ』をクリックしてくだ さい。



※供託書正本を法務局窓口で受け取る場合は、 この画面を印刷の上、申請した法務局まで お越しください(P19.5)。

4. 供託金の納付

法務局から受理決定通知書がオンラインで届いたら、供託金の納付手続を行います。かんたん申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。

電子納付を行う際には、納付対象の申請を特定するための番号をATMやパソコンに入力します。電子納付に必要な番号を確認するには、処理状況照会画面から『納付』をクリックしてください。



5. 供託書正本の受取

供託金を電子納付すると、電子納付されたことが自動的に法務局に通知されます。 通知されると、法務局では申請情報作成の際に選択された供託書正本の受取方法(P9(5)・P15)に基づき、供託者に供託 書正本を交付します。

郵送で受け取る場合

●申請情報作成時に「書面の供託書正本の送付を請求する。」 を選択した場合は、法務局で電子納付が確認でき次第、供託書 正本を発送します。

●供託書正本送付用の返信用封筒を法務局に送付してください。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

●申請情報作成時に「書面の供託書正本の窓口交付を請求す <u>る。」</u>を選択した場合は、電子納付をした後、法務局へお越し ください(予約などは必要ありません。)。

●お越しされる際は、本人確認のため、「申請番号」と「申請者 名」が記載された書面(受理決定通知書画面(P17 (2)の画 面)を印刷したものなど)をお持ちください。

6. 添付書面等の送付

次の場合は、申請先の法務局にそれぞれ必要なものを送付してください。 法務局への送付が遅くなりますとその分供託手続が遅れますので、供託申請をしてから5日以内に法務局に届くよう、 ご協力をお願いします。

<委任状などの添付書面がある場合>

会社外の専門家に供託申請を依頼するなどの場合は、委任状などの添付書面が必要となります。 どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、申請先の法務局にお問合せください。

<供託書正本を郵送で受け取る場合>

申請書情報の作成時(P9(5)・P15)に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、 供託書正本送付用の返信用封筒を送付してください。

※ 供託書正本とは、供託手続後、法務局から供託者に交付される書面です。事情届とともに裁判所に供託書正 本を提出します。

※ 供託書正本送付用の返信用封筒は、定型封筒・定形外封筒のどちらでも構いませんが、あらかじめ切手を 貼っていただきますようご協力をお願いします。また、返信用封筒には供託者の住所氏名を宛先としてご記入 ください。

※ 書留、速達などを希望する場合は、その分の切手を貼ってください。

7. 修正連絡

法務局での審査の結果、申請内容等に修正(補正)が必要な場合は、法務局から修正のお知らせが送信されます。 修正が必要な内容を確認するには、処理状況照会画面から<mark>『お知らせ』をクリック</mark>してください。

							取得可能情報		供託	
手続	名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	到達通知	お知らせ	納付	再利用	
武王(金銭)地代家賃弁済【かんたん】 20200701002393001 2020/07/01 指語中 未納付 到運通知 お知ら							お知らせ	納付	再利用	
	お知らせを表示しま 内容を確認後,「戻 い。	Step1 処理状i す。 る」ボタンをクリックし	兄院会 てください。添	Ster 照会に 付ファイルを	02 内容確認(2 取得する場合	<mark>6知らせ)</mark> は「取得」ボタ:	ンをクリックしてく	fő á		
1下の申請・請求に関し	てお知らせがありますの	Dで, ご確認願います。	<申)	請・請求情報	>		照会内容	確認(お)	印らせ) 画面ますので、 広	が開き、コメント欄に修正がい 容を確認してください。
申請番号	2011112800239300	01					修正内容	にご不明れ	な点がありま	したら、供託申請をした法務
中調香 I D 由請者名	noumu001 甲山太郎						にお問合せください。また、申請内容について法務局から電話す ステともあります			
手続名	供託(金銭)地代源	家賃弁済【かんたん】				(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
1 2011年11月28日14時39分 1 コメント ●●を補正してください。(平成23年12月5日) ※補正を行う場合は、申請情報の末尾の「補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。										

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用しますので、<mark>処理状況照会画面から『再利用』</mark> <mark>をクリック</mark>してください。

	(#./7	由建要只		AD THAL ST	64 (-++) D 20		取得可能情報		供託	
7	統名	甲請番号	到建日時	処埋状況	树竹花沉	到達通知	お知らせ	納付	再利用	
供託(金銭)地代:	家賃弁済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用	
	ットを受領したので	補正対象申調	青番号 2020	00701002	393001					
補正申請	として申請する。	- (申請済み) 補正対象	の申請書に対し となる申請番号	って補正を行 弓(初回の申	う場合に, 請番号)を	、カしてくだ	当初の由議	の内容が	表示されます	ので、法務局から連絡のあった
	氏名									
	連絡先電話番号 059-228-4734									
			通信(連編	各・コメン	ント)欄					
供託所宛のメッセ 修正した申請情報を送信する際には、申請情報入力の下部にある「補正のコメントを受領したので補工 として申請する。」にチェックし、「補正対象申請 号」欄に補正の対象となる申請の「申請番号」を示 に入力してください。										
	(次 へ	•	戻	る(供託	申請メニュー	-)			

8. 定期的に供託する場合

給与が差し押さえられた場合、給与支給日ごとに供託をする必要がありますが、供託かんたん申請では前回の供託申請 の内容を再利用することができます。前回の供託申請の内容を再利用することで、毎月の供託申請をより簡単に行うことが できます。前回の供託申請の内容を再利用する際は、処理状況照会画面から『再利用』をクリックしてください。

